

介護老人保健施設 ライフサポートひなた 重要事項説明書 施設サービス

(令和7年7月1日現在)

1. 施設の概要

- (1) 施設の名称等
- | | |
|-----------|--------------------|
| ・施設名 | 介護老人保健施設ライフサポートひなた |
| ・開設年月日 | 平成27年5月1日 |
| ・所在地 | 東京都練馬区氷川台2丁目14番3号 |
| ・電話番号 | 03-5922-6788 |
| ・ファックス番号 | 03-3933-1088 |
| ・管理者名 | 管理者 藤岡 高弘 |
| ・介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設ライフサポートひなたの運営方針】

「安全で心地よいかがやきの一日・充実した生活環境を提供し地域社会交流をもった在宅復帰へ向けた支援をします」

(3) 施設の職員体制

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師（管理者兼務） | 1人 |
| (3) 薬剤師 | 0.2人以上 |
| (4) 看護職員 | 6人以上 |
| (5) 介護職員 | 14人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | |
| 理学療法士 | 1人以上（常勤専従） |
| 作業療法士 | |
| 言語聴覚士 | |
| (8) 管理栄養士 | 1人以上（常勤専従） |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) 事務員 | 相当数 |
| (11) 調理員 | 相当数 |

(4) 入所定員等定員 56名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事提供時間
(食事は原則として食堂でおとりいただきます)
朝食 午前 8時00分～午前 9時00分頃
昼食 午前 12時00分～午後 1時00分頃
夕食 午後 6時00分～午後 7時00分頃
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

- ⑪ 行政手続代行

- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようになっています。

《協力医療機関》

名称 医療法人社団健育会 竹川病院
住所 東京都板橋区桜川2-19-1

名称 公益社団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院
住所 東京都練馬区旭丘1-24-1

《協力歯科医療機関》

名称 医療法人社団ひまわり会 伴歯科診療所
住所 東京都板橋区桜川2-9-3

名称 ユアデンタルクリニック

住所 東京都板橋区仲宿49-6

4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、利用申し込みの際にご記入いただいた[緊急連絡先]に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

《食事》

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

《面会時間》

午前10:00～午後7:00とします。面会の際は事務所前の面会簿に所定事項を記入してください。

《外出》

希望される際は事前に職員までお申し出下さい。

《飲酒・喫煙》

飲酒は原則禁止となります。喫煙は敷地内全面煙となります。

《火気の取扱い》

火気を伴う器具類は持ち込まないで下さい。

《設備・備品の利用》

利用される方々の療養生活をよりよいものにするためにご用意しております。本来の用法に従って大切にお取り扱いされますようお願い致します。なお、故意による破損などにおきましては、修理代金等を請求する場合があります。

《所持品・備品等の持ち込み》

持ち込んだものすべてに名前記入をお願いします。名前がないものに関して、万一紛失されても責任は負いかねます。テレビ等の持ち込みは原則禁止致します。

備品等の紛失には一切責任を負いかねます

《金銭・貴重品の管理》

貴重品（多額の現金、通帳、貴金属等）は持ち込まない様にして下さい。貴重品は基本的に利用者管理となります。万一紛失されても当施設では責任は負いかねます

備品等の紛失には一切責任を負いかねます。

《外泊時等の施設外での受診》

外泊・外出時に医療機関を受診される際は、当施設までお知らせ下さい。手続きが遅れますと医療費が全額自己負担（10割負担）になることがあります。

《宗教活動》

布教活動等、他の利用者の療養生活の妨げになるような行為はご遠慮願います。

《ペットの持ち込み》

療養上必要と思われる動物の出入り（アニマルセラピー等）はありますが、その他のペットの持ち込み、飼育に関してはお断り致します。

6. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー、消火器、屋内消火栓
防災訓練：年２回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話０２２５－２１－５１５５）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

9. その他

《行政苦情受付機関》

- ・練馬区介護保険課
電話番号 03-3993-1111（区役所代表）

- ・練馬区高齢者相談センター

- ① 練馬高齢者相談センター 電話番号 03-5984-2774
- ② 光が丘高齢者相談センター 電話番号 03-5997-7716
- ③ 石神井高齢者相談センター 電話番号 03-5393-2814
- ④ 大泉高齢者相談センター 電話番号 03-5905-5271

- ・東京都国保連合会苦情相談窓口
電話番号 03-6238-0177

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

個人情報の利用目的 (令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設ライフサポートひなたでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求め

る場合

- －検体検査業務の委託その他の業務委託
- －家族等への心身の状況説明

・介護保険事務のうち

- －保険事務の委託
- －審査支払機関へのレセプトの提出
- －審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

利用者負担額段階	食 費の負担限度額	居住費等の負担限度額
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	650円	430円
第3段階②	1,360円	430円

※上記表中は、負担上限額にて記載しておりますが、低い額を設定する場合、その額を記入して下さい。

介護老人保健施設サービスについて (令和7年5月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取ります。また、計画の内容については同意をいただくようになります。

（医療）介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

（リハビリテーション）原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

（栄養管理）心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

（生活サービス）当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

（1）基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

強化型

・要支援1	672 単位(多床室)	632 単位(個室)
・要支援2	834 単位(多床室)	778 単位(個室)
・要介護1	902 単位(多床室)	819 単位(個室)
・要介護2	979 単位(多床室)	893 単位(個室)
・要介護3	1044 単位(多床室)	958 単位(個室)
・要介護4	1102 単位(多床室)	1017 単位(個室)
・要介護5	1161 単位(多床室)	1074 単位(個室)

基本型

・要支援1	613 単位(多床室)	579 単位(個室)
・要支援2	774 単位(多床室)	726 単位(個室)
・要介護1	830 単位(多床室)	753 単位(個室)
・要介護2	880 単位(多床室)	801 単位(個室)
・要介護3	944 単位(多床室)	864 単位(個室)
・要介護4	997 単位(多床室)	918 単位(個室)
・要介護5	1052 単位(多床室)	971 単位(個室)

その他型

・要支援1	601 単位(多床室)	566 単位(個室)
・要支援2	758 単位(多床室)	711 単位(個室)

・要介護 1	813 単位(多床室)	738 単位(個室)
・要介護 2	863 単位(多床室)	784 単位(個室)
・要介護 3	925 単位(多床室)	848 単位(個室)
・要介護 4	977 単位(多床室)	901 単位(個室)
・要介護 5	1031 単位(多床室)	953 単位(個室)

《介護保健施設サービス加算》

- ◆ 施設機基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 1 0 0 分の 9 7 に相当する単位数を算定します。
- ◆ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 1 0 0 単位/月
(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
見守り機器を複数導入していること。
職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。
1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行っている場合に加算されます。
- ◆ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1 0 単位/月
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
見守り機器のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。
1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行っている場合に加算されます。
- ◆ 口腔連携強化加算 5 0 単位/回
事業所の従事者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算されます。
事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従事者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
- ◆ 夜勤職員配置加算 2 4 単位/日
(利用者の数が 4 1 上の場合)夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者当の数が 2 0 又はその端数を増やすごとに 1 以上であり、かつ、2 を超えている場合に加算されます。
(利用者等の数が 4 1 以下の場合)夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数が 2 0 又はその端数を増やすごとに 1 以上であり、かつ、1 を超えている場合に加算されます。
- ◆ 個別リハビリテーション実施加算 2 4 0 単位/日
指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画書を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に加算されます。
- ◆ 認知症ケア加算(介護予防を除く) 7 6 単位/日
日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は M に該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めたものに対して指定短期入所療養介護を行った場合に加算されます。※ユニット型介護老人保健施設は算定不可。
- ◆ 緊急短期入所受入加算(介護予防を除く) 9 0 単位/日
利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に加算されます。
※急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日)を限度として算定可能
※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない

- ◆ 若年性認知症利用者受入加算 1 2 0 単位/日
受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護となった者)ごとに個別の担当者を定めている場合に加算されます。
※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。
- ◆ 重度療養管理加算(介護予防を除く) 1 2 0 単位/日
利用者(要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者に限る)であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に加算されます。
- ◆ 利用者に対して送迎を行う場合 片道につき 1 8 4 単位
利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合に加算されます。
- ◆ 特定治療 医科診療報酬点数表に基づく点数
診療報酬の算定方法(平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号)別表第一以下診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という)第 1 章及び第 2 章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 5 7 年法律第 8 0 号)第 5 7 条第 3 項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療に(別に厚生労働大臣が定めるものを除く)を行った場合に、当該診療に係る以下診療報酬点数表第 1 章及び第 2 章に定める点数に 1 0 円を乗じて得た額が加算されます。
- ◆ 療養食加算 8 単位/回
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事戦に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。
※ 1 日につき 3 回を限度
- ◆ 緊急時治療管理 5 1 8 単位/日
入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 3 日を限度として加算されます。
- ◆ 入所者の容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。
- ◆ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位/日
以下の条件を満たす場合に加算されます。
施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上であること。
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が 2 0 人未満である場合にあっては、1 以上、当該対象者の数が 2 0 人以上である場合にあっては、1 に、当該対象者の数が 1 9 を超えて 1 0 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的に実施していること。
認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、加算の配置要件の対象に加える。
- ◆ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位/日
以下の条件を満たす場合に加算されます。
加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているものを 1 名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
当該事・認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、加算の配置要件の対象に加える。
当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画書を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、加算の配置要件の対象に加える。

※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可。

◆ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合に加算されます。

※利用を開始した日から起算して7日を限度

※特定介護老人保健施設短期入所療養介護(日帰り短期入所)の場合は、対象外

◆ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日

以下のいずれかに該当する場合に加算されます。

①介護福祉士80%以上

②勤続10年以上介護福祉士35%以上

◆ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位/日

介護福祉士60%以上の場合に加算されます。

◆ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日

以下のいずれかに該当する場合に加算されます。

①介護福祉士50%以上

②常勤職員75%以上

③勤続7年以上30%以上

※介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年(一部3年)以上勤続職員の割合」である。

※(Ⅰ)～(Ⅲ)は併算定不可。

◆ 退所後、在宅介護を受ける割合が国の定める基準に適合した場合に1日につき基本型51単位、強化型51単位加算されます。

その他、算定要件を満たした際には、別途加算をさせていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

(2) その他の利用(基本料金の他に別途かかります)

① 食費 / 1食 朝食465円 昼食925円 夕食955円
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 入所者が選定する特別な食事の費用 / その都度実費
通常の食事以外で特別メニューを設定している施設において、特別メニューの食事を選定された場合にお支払いいただきます。

③ 住費(療養室の利用費) / 1日
個室 / 3,500円
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。外泊時にも室料をいただくこととなります)

※ ①「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から上記3段階まで)の利用者の自己負担額については、上記をご覧ください。

④ テレビ設置 / 1日 200円 (選択による)

⑤ 選定における日常生活品費 / 1日 210円

※別紙料金表を参照ください

⑥ おやつ代 / 1日 160円

施設で提供するおやつをお取いただいた場合にお支払いいただきます。

⑦ 教養娯楽費(その都度実費をいただきます。)

倶楽部やレクリエーションで個別に使用する材料(折り紙、習字道具、粘土等)をご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑧ 行事費(その都度実費をいただきます。)

⑨ 健康管理費(その都度実費をいただきます。)

インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種

を希望された場合にお支払いいただきます。

⑩ 各種証明書(その都度実費をいただきます。)

領収書や診断書等、必要な証明書を発行した場合にお支払いいただきます。

⑪ その他(その都度実費をいただきます。)

施設療養上、個人で使用する必要な物品等について購入した場合にはお支払いいただきます。

